

青少年の健全育成に寄与する活動を行う団体の認定基準について

- 1 田川市立学校校舎の電気料金に関する規則（令和元年規則第15号）に規定する青少年の健全育成に寄与する活動を行う団体の認定基準は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。
 - (1) 青少年の健全育成を主たる目的とする団体であって、青少年にスポーツ等の指導を行う団体であること。
 - (2) 指導者を除く団体の構成員の過半数が青少年（未就学児を除く18歳以下の者をいう。）であり、かつ、当該青少年の過半数が市民であること。
 - (3) 市内に事務所を有する団体であること（事務所を有しない団体にあつては、代表者が市民であること。）。
 - (4) 営利を目的としていない活動（指導者等が交通費等の実費以外の報酬を受けていない、活動に必要な消耗品費、遠征費等の経費以外の経費を会費として徴収していない等）を行う団体であること。
- 2 田川市学校施設の利用に関する規則（令和元年教育委員会規則第7号）第10条の規定による許可の取消し等があったときは、1の規定にかかわらず、認定を取り消すものとする。